

『高校生のための就職ガイダンス運営業務委託』
公募型プロポーザル実施要領

令和3年5月10日

神戸市 経済観光局
経済政策課

この実施要領は、「高校生のための就職ガイダンス運営業務委託公募型プロポーザル」の応募に際して必要な事項を定めるものであり、本プロポーザルへの応募者(以下、「応募者」という。)は、この実施要領を遵守しなければならない。

1 案件名称

高校生のための就職ガイダンス運営業務委託

2 業務内容に関する事項

- (1) この事業は、次に掲げる効果を生み、高校生の市内就職の促進を目的としている。
 - ① 市内企業（神戸市が特別に認める場合を除いて、原則、神戸市内に法人登記簿上の本店所在地を置く企業をいう。）の人材確保及び人材定着の実現
 - ② 高校生（神戸市内の高等学校に在籍する高校生をいう。）の市内企業への関心を高めるとともに、就業観の醸成を図り、適切な職業選択、就業前の理解不足による早期離職の防止を図ること。
- (2) 業務内容は次のとおりとする。なお、詳細は別添「高校生のための就職ガイダンス運営業務委託公募型プロポーザル仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照のこと。
 - ① 高校生のための就職ガイダンス運営業務一式
- (3) 契約上限額
金 4,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
- (4) 契約期間
契約締結日～令和 4 年 1 月 31 日
- (5) 履行場所
神戸市内（詳細は本プロポーザルによる受託者決定後に確定）
- (6) 費用分担
受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は契約金額に含まれるものとし、神戸市は契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

- (1) 契約の方法
神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は神戸市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。（神戸市は、受託候補者と協議の上、企画提案された内容の一部の変更を求めることがある。）なお、契約の締結に際し、万一応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は契約を締結せず、契約締結後に判明した場合は契約を解除する。
- (2) 委託料の支払い
業務完了後、神戸市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払う。
- (3) 契約書案
別紙 1（頭書及び委託契約約款）参照
- (4) その他
共同企業体として本プロポーザルに参加した者が受託候補者に選定された場合は、共同企業体協

定書を契約締結までに神戸市に提出すること。

4 受託に係る資格要件

受託者は、契約締結日において、次に掲げる条件の全てに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (2) 令和 2・3 年度神戸市入札参加資格（工事請負または物品等）を有すること。当該資格を有しない場合は、登記簿謄本及び納税証明書を提出していること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等による法的手続きを行っている者ではないこと。
- (4) 神戸市指名停止基準（平成 6 年 6 月 15 日市長決定）による指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (6) 業務の遂行にあたり、連絡、調整、打合せ等に際し迅速に対応できる体制を有していること。
- (7) 下記①及び②の業務の開催（主催又は受託）実績を平成 30 年度以降に有すること。
 - ① 1 回の開催において 30 社以上が参加した合同企業研究会（説明会）を、兵庫県内で開催したこと。
 - ② 高等学校の生徒を対象とした就職支援事業を実施したこと。
- (8) 共同企業体による応募も可能だが、その場合は代表者及び構成員が上記(1)から(7)を全て満たすこと。また、神戸市との連絡調整は代表者が行い、委託契約に係る事務処理についても代表者の名義で行うこと。

5 スケジュール

- | | |
|--------------------|------------------------------|
| (1) 公募開始 | 令和 3 年 5 月 10 日(月) |
| (2) 質問受付締切 | 令和 3 年 5 月 19 日(水)午後 5 時まで |
| (3) 質問に対する回答 | 令和 3 年 5 月 24 日(月)頃 |
| (4) 参加申請関係書類の提出期限 | 令和 3 年 5 月 31 日(月)午後 5 時まで |
| (5) 参加資格決定通知 | 令和 3 年 6 月 4 日(金)頃 |
| (6) 企画提案書・見積書の提出期限 | 令和 3 年 6 月 21 日(月)午後 5 時まで |
| (7) 選考審査会 | 令和 3 年 7 月上旬 ※ 詳細は参加申請者に別途通知 |
| (8) 選定結果の通知 | 令和 3 年 7 月上旬 |
| (9) 契約締結・事業開始 | 令和 3 年 7 月中旬 |
| (10) 事業完了 | 令和 4 年 1 月 31 日(月) |

6 応募手続きに関する事項

- (1) 応募手続き及び参加資格決定通知
 - ① 受付期間 令和 3 年 5 月 10 日から令和 3 年 5 月 31 日午後 5 時まで
※ 持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成 3 年 3 月条例第 28 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる本市の休日を除く午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時
 - ② 提出場所 本要領 10 に定める担当部署
 - ③ 提出方法 持参又は郵送・宅配とする。

※1 持参による場合は、事前に電話連絡すること。

※2 郵送・宅配の場合は、送付記録が残る方法により令和3年5月31日午後5時までに提出場所に必着とすること。

④ 提出書類 以下に掲げる書類を各1部

ア) プロポーザル参加申込兼資格審査申請書(様式1号)

※ 共同企業体を結成する場合、代表者のみ

イ) 令和2・3年度神戸市入札参加資格(工事請負または物品等)を有することを証明する書類

※ 資格を有する者に限る。

ウ) 法人登記簿謄本(提出日から起算して3ヶ月以内に発行された正本)

※ 上記イ)がある場合は不要

エ) 委任状

※ 代表者以外の者の名義で申請する場合のみ。

オ) 事業経歴書及び業績報告書

※ 任意様式(直近事業年度の決算報告書、会社概要、パンフレット等で可)

カ) 上記「4 受託に係る資格要件」の(7)の事業がわかるもの

※ 受託事業の場合は、受託(委託)契約書に添付の仕様書等、業務の全てを実施したことが分かる資料を併せて提出すること。

キ) 法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税の各納税証明書(直近1年分)

※1 上記イ)の書類の提出がある場合は納税証明書の提出不要

※2 滞納がないことを証明する納税証明書によること。

※3 所在地の市町村において上記様式がない場合は各市町村民税の納付を証する証明書様式にて提出すること。

ク) 神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書(様式2号)

※ 共同企業体を結成する場合、代表者のみ

ケ) 共同企業体結成届出書(様式3号)及び共同企業体結成同意書(様式4号)

※1 共同企業体を結成する場合のみ

※2 共同企業体で参加申込を行う場合は、全ての構成員について、上記のイ)~ウ)、オ)~キ)及びケ)を提出すること。

⑤ 参加資格決定通知 令和3年6月4日頃に通知する。

ア) 参加資格がないと通知された応募者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して7日(休日等を除く。)以内に、参加資格がないと認めた理由(以下、無資格理由という。)について、書面で説明を求められることができる。

イ) 無資格理由について説明を求められた場合、原則として説明を求められる期間の末日の翌日から起算して10日(休日等を除く。)以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

(2) 質問の受付

① 受付期間 令和3年5月10日から令和3年5月19日午後5時まで

② 提出方法 質問票(様式5号)に質問を記入し、本要領10に記載の担当部署宛に電子メールで提

出すること。その際の件名は、「高校生のための就職ガイダンス運営業務委託についての質問」とする。なお、この提出方法以外による質問は一切受け付けない。

- ③ 回答方法 質問者に対し令和3年5月24日頃に質問事項及び回答を電子メールで回答するとともに、神戸市ホームページで公表する。なお、質問者名は公表しない。
- ④ その他 神戸市の回答は本要領及び仕様書を補足する効力を持つ。

7 企画提案書・見積書の提出

- (1) 受付期間 令和3年5月10日から令和3年6月21日午後5時まで

※ 持参による場合は、神戸市の休日を定める条例第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く午前9時～正午、午後1時～午後5時

- (2) 提出場所 本要領10に定める担当部署

- (3) 提出方法 持参又は郵送・宅配とする。

※1 持参による場合は、事前に電話連絡すること。

※2 郵送・宅配の場合は、送付記録が残る方法により令和3年6月21日午後5時までに提出場所に必着とすること。

- (4) 企画提案書及び制作記事の提出

企画提案書の提出は1応募者につき1提案までとする。

- ① 提出部数 8部（正本1部、副本7部）

- ② 様式等

ア) 様式：任意

イ) 用紙サイズ：A4サイズ

ウ) ページ数：20ページ以内（表紙・目次・添付資料を含む）

エ) その他：表紙及び目次をつけ、各ページの下部にページ番号を付すこと。

※1 正本は提案事業者名入りの表紙を付けること。

※2 副本はいずれのページにも提案事業者名及び提案事業者名を類推させるロゴ等を一切記載しないこと。

- ③ 使用言語 日本語

- ④ 企画提案書の必須記載項目は以下の通りとする。なお、必須記載項目以外に追加して独自の提案を積極的に行うこと。

ア) 具体的な実施内容・方法（実施会場、実施内容、企業への周知方法、企業数の上限）

イ) 業務工程表

ウ) 開催日当日における人員体制（安全管理体制を含む）

エ) 統括業務責任者、実施責任者及び実施担当者等の実施体制

オ) 類似業務実績

カ) 事業者の概要

- (5) 見積書

- ① 提出部数 1部

- ② 様式等

- ア) 様式：任意
 - イ) 用紙サイズ：A4サイズ片面
 - ウ) その他：封筒に事業者の名称と「見積書在中」と記載した封筒に入れて封緘すること。
- ③ 見積書の記載項目は以下の通りとする。
- ア) 見積年月日
 - イ) 見積書の有効期限（令和3年7月31日以降の日付けとすること。）
 - ウ) 事業者の名称、所在地、代表者の氏名及び連絡先、担当者の氏名及び連絡先
 - エ) 業務の費用の総額及び内訳、消費税及び地方消費税額、消費税及び地方消費税を含めた総額。
なお、費用の総額は、本実施要領に定める契約上限額までとする。

8 選定に関する事項

(1) 選定方法

- ① 本企画提案については、本市職員等によって構成される選定委員による本業務に係る提案審査会において審査を行い、その意見を受けて受託候補者を選定する。
- ② 選定委員は、審査基準に沿って、本プロポーザル応募者によるプレゼンテーション及び企画提案書の審査を行う。
- ③ プレゼンテーション
開催日：令和3年7月上旬
※ 開催場所、内容及び方法等の詳細は本プロポーザル応募者に対して別途通知する。
- ④ 審査の結果、評価点が最も高い者を受託候補者とする。なお、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、内容点のうち「実施内容及び効果」の項目の得点が最も高い者を受託候補者として決定する。

(2) 選定基準

審査は、次に示す評価項目に基づき、総合的に公平かつ客観的な審査を行う。

- ① 内容点（詳細は別紙2を参照のこと。）
 - ア) 確実な業務遂行のための実施体制 50点
 - イ) 実施内容及び効果 250点
 - ウ) 業務実績 50点
 - エ) 地元企業に対する優先的取扱い 50点
(準地元企業に対する優先的取扱い 25点)
 ※ 地元企業とは「本店を市内に有する者」、準地元企業とは「支店等を市内に有する者」を指す。

- ② 価格点（入札金額評価点） 100点

入札金額が低いことを評価する

$$\text{価格点 (100点満点)} = (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times 100$$

(3) 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、選定対象から除外する。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ② 他の応募者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。

- ③ 受託候補者選定終了までの間に、他の応募者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
 - ④ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
 - ⑤ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行うこと。
 - ⑥ 企画提案書及び見積書等の必要書類が提出期限を過ぎて到着したとき。
 - ⑦ 選定基準における内容点が 240 点未満のとき。
 - ⑧ 見積書に記載の見積金額が契約上限額を超過しているとき。
- (4) 選定結果の通知
- ① 選定結果は、決定後速やかに全ての応募者に通知するとともに、各応募者の社名・順位・点数を神戸市ホームページで公表する。
 - ② 応募者は 審査結果の通知を受けた日の翌日から起算して 7 日（休日等を除く。）以内に、受託候補者に選定されなかった理由について書面により説明を求めることができる。この場合、説明を求めることができる期間の末日の翌日から起算して原則として 10 日（休日等を除く。）以内に書面等により回答する。理由の説明については 原則として応募者の評価項目別の点数を示すものとする。

9 その他

- (1) 本プロポーザルの応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、神戸市情報公開条例（平成 13 年 7 月条例第 29 号）に基づき、非公開情報を除いて、情報公開の対象となる。
- (3) 提出された書類は、選考結果の如何を問わず返却しない。
- (4) 神戸市は、提出書類を本プロポーザル実施以外の目的で、応募者に無断で使用しない。（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く。）
- (5) 神戸市が指示する場合を除き、提出期限以降の書類の変更、差替え、追加提出若しくは再提出は認めない。
- (6) 企画提案書の著作権は応募者に帰属する。提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の利権の対象となっているものを使用した結果生じた責任については、応募者が負う。
- (7) 神戸市が本プロポーザルの実施に際して応募者に提供する資料は、本プロポーザルの参加に係る検討以外の目的で使用してはならない。
- (8) 応募者は、本プロポーザルの参加に際して知り得た神戸市の情報（紙媒体の書類も含む）については、外部に漏らしてはならない。
- (9) 応募者は、受託候補者の選定後、本実施要領及び仕様書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (10) 本プロポーザルへの参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者のプロポーザル参加は無効とする。

10 担当部署（書類提出先・問合せ先）

高校生のための就職ガイダンス運営業務委託 公募型プロポーザル実施要領

所属名：神戸市経済観光局経済政策課(雇用・労働担当)

所在地：〒651-0087 神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館4階

電話：078-984-0336

FAX：078-984-0337

電子メール：koyo_kobe@office.city.kobe.lg.jp